

環境省関係福島復興再生特別措置法施行規則案（概要）

平成 29 年 3 月 21 日
環 境 省

1. 趣旨

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）に基づく除染特別地域内の土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理並びに廃棄物の処理については、当該除染特別地域に係る除染実施計画等に従い行われているところ。

本年 2 月に、福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）の改正案が国会に提出されたところ、当該改正案においては、「認定特定復興再生拠点区域（ ）」を新設し、認定特定復興再生拠点区域においては、放射性物質汚染対処特措法の規定にかかわらず、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に従って、土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理並びに廃棄物の処理を行うことができることとされている。

本省令案においては、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に従って行う土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理に係る所要の規定並びに認定特定復興再生拠点区域内廃棄物の範囲に係る規定の整備を行う。

帰還困難区域のうち、避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを目指す区域。

(<http://www.reconstruction.go.jp/topics/m17/02/20170209142939.html>)

2. 概要

2 - 1 土壌等の除染等の措置の内容の掲載事項

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案による改正後の福島復興再生特別措置法（以下「改正福島法」という。）第 17 条の 17 第 2 項により準用する放射性物質汚染対処特措法第 30 条第 4 項の環境省令で定める事項は、以下の事項とする。

- (1) 土壌等の除染等の措置を実施する土地の所在地
- (2) 土壌等の除染等の措置を実施する者の氏名又は名称及び連絡先
- (3) 土壌等の除染等の措置の実施予定月
- (4) その他必要な事項

2 - 2 土壌等の除染等の措置に係る関係人の意見提出の手続き

改正福島法第 17 条の 17 第 2 項により準用する放射性物質汚染対処特措法第 30 条第 5 項の意見書の提出は、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 意見の内容

2 - 3 認定特定復興再生拠点区域内廃棄物

改正福島法第 17 条の 17 第 3 項の環境省令で定める廃棄物は、次に掲げるものとする。

- (1) 認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に従って環境大臣が実施する土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物（当該廃棄物が認定特定復興再生拠点区域外へ搬出された場合にあっては当該搬出された廃棄物を含み、放射性物質汚染対処特措法第 13 条第 1 項に規定する対策地域内廃棄物（以下「対策地域内廃棄物」という。）に該当するものに限る。）
- (2) 対策地域内廃棄物に該当するもの（当該廃棄物が認定特定復興再生拠点区域外へ搬出された場合にあっては当該搬出された廃棄物を含み、改正福島法第 17 条の 2 第 6 項の規定に基づく特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定が行われた後に認定特定復興再生拠点区域に搬入されたもの及び（ 1 ）に掲げるものを除く。）

3 . 施行期日

この省令は、改正福島法の公布・施行の日にあわせて公布・施行する。

4 . 留意事項

本省令案の意見公募手続は、第 193 回国会に提出された「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案」（本意見募集の公示日においては未成立）の成立を前提として行うものである。